

1 北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業 計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 2 月 1 日

告示第 93 号

北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者保健福祉計画の策定に関し、必要な事項について審議を行い、広く意見を求めるため、北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 北広島町介護保険事業計画に関すること。
- (2) 北広島町高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) その他計画策定のため必要な事項に関すること。

(委員及び運営)

第 3 条 策定委員会の委員は 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者代表
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の互選により、策定委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

4 委員長は、策定委員会の会議を招集し、これを主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは委員長の職務を代行する。

(任期)

第 4 条 策定委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(会議の招集の特例)

3 第 3 条第 2 項の規定により委員が委嘱された後、最初に召集する策定委員会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず町長が召集する。

附 則(平成 18 年 7 月 26 日告示第 89 号)

この告示は、平成 18 年 7 月 26 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 6 日告示第 93 号)

この要綱は、平成 23 年 10 月 12 日から施行する。

2 北広島町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉 計画策定委員会委員名簿

NO	区分	氏名	備考	所属
1	保健・医療に 従事する者	立川 昌宏	山県郡医師会	立川医院
2		北尾 憲太郎	山県郡医師会	千代田中央病院
3		益田 和彦	山県郡医師会	北広島病院
4		瀬川 昌弘	山県郡医師会	千代田病院
5		東條 環樹	山県郡医師会	北広島町雄鹿原診療所
6		清見原 加代	山県郡歯科医師会	中尾歯科医院
7	高齢者福祉に 関する事業に 従事する者	中東 奈津紀	芸北福祉会	特別養護老人ホーム やまゆり
8		池田 円	山県東中部福祉会	特別養護老人ホーム ゆりかご荘
9		服部 照雄	医療法人明和会	老人保健施設 あけぼの
10		山本 明芳	北広島町社会福祉協議会	北広島町社会福祉協議会
11		金谷 利明	医療法人社団もみの木会	大朝ふるさと病院
12	介護保険 被保険者代表	前川 実	大朝地域被保険者代表	
13		西田 智絵	芸北地域被保険者代表	
14		平田 俊春	千代田地域被保険者代表	
15		中 みとえ	豊平地域被保険者代表	

第9期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

令和6年3月 発行

発行：北広島町

編集：北広島町役場 保健課 介護保険係

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234

TEL:0826-72-7350